

坂東市告示第70号

坂東市創業支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

坂東市長 木村 敏文

坂東市創業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、坂東市内（以下「市内」という。）における創業の促進及び地域経済の活性化を図るため、市内で創業をする者に対して、創業に要する経費の一部を補助することに関し、坂東市補助金等交付規則（平成17年坂東市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により市内において新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し、市内において事業を開始することをいう。

(2) 創業日 個人にあつては管轄する税務署に提出した開業等の届出に記載された開業年月日を、法人にあつては登記事項証明書に記載された設立年月日をいう。

(3) 事業所等 事業の用に供するために直接必要な土地、建物及びその附属施設をいう。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、創

業にかかり市内事業者に対し支出した経費のうち別表に定めるものとする。

- 2 補助対象経費の総額が5万円以上である創業に対して交付するものとする。
- 3 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、この端数を切り捨てるものとする。
- 4 同一事業者に対する補助金の交付は、1回限りとする。
- 5 他補助金等の交付を受けた補助対象経費と当該補助金の補助対象経費は重複してはならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内において当該年度中に創業した者又は創業を予定している者であること。
- (2) 坂東市認定特定創業支援等事業により支援を受けた者又は支援を予定している者であること。
- (3) 市税等を滞納していない者であること。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、創業支援事業補助金交付申請書兼同意書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 坂東市認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書の写し又は坂東市認定特定創業支援等事業者による支援確認書
- (3) 創業に係る経費が確認できる書類(契約書、見積書等)
- (4) 次のうち交付申請時に提出が可能なもの
 - ア 位置図及び事業箇所図
 - イ 事業所等の所在が確認できる書類(土地・建物登記事項証明書の写し又は賃貸借契約書の写し等)

- ウ 個人（法人にあっては代表者）の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票の写し（発効日から1か月以内のもの）
- エ 個人事業の開廃業等届出書（個人の場合に限る。）
- オ 登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。）
- カ 定款の写し（法人の場合に限る。）
- キ 営業許可証の写し（営業許可を要する業種の場合）
- ク 主な事業工程ごとの写真及びしゅん工写真（日付入り写真とし、工事を必要とする場合に限る。）

（5）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の申請書及び関係書類の内容を審査し、速やかに創業支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は創業支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

（事業の変更申請）

第7条 前条の規定により補助を受けることとなった事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の額及び事業内容に変更が生じたときは、速やかに創業支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を変更する旨の決定をしたときは、創業支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）を当該補助事業者に通知するものとする。

（請求の方法）

第8条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、創業支援事業実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）事業明細書（別紙）

- (2) 創業に係る経費を証明できる書類（領収書等）の写し
 - (3) 第5条第4号の関係書類のうち、交付申請時に提出を済ませていないもの
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助額の確定)

第9条 市長は、補助金の額を確定し、補助事業者に対し、創業支援事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）を通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、創業支援事業補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第11条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、次に掲げる事項について報告を求め、又は調査することができる。

- (1) 補助事業の成果
- (2) 補助事業の収支及び決算
- (3) 事業内容、所在地等の変更
- (4) その他市長が必要と認めること。

(補助金の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の取消しを創業支援事業補助金決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

- (1) 法令又はこの告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。
- (3) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の取消しをした場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 この告示による補助を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

補助対象経費(市内事業者に対し支出したものに限る。)

- ア 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
- イ 法人設立時の登記に要する費用(印紙・登録免許税を除く。)
- ウ 事業所等新築工事費(増改築を含む。ただし、住居部分を除く。)
- エ 事業所等の賃貸料(駐車場代を含む。ただし、申請者本人が所有する場合及び居住部分に係る費用及び敷金、礼金、保証金、仲介手数料、保険料を除く。)
- オ 備品購入費
- カ 試供品又はサンプル品の製作に係る委託費用及び原材料費
- キ マーケティング調査費

ク 広告宣伝費(パンフレット等の印刷費、ダイレクトメール等の郵送料、展示会等の出店費用等。ただし、単なる切手の購入に係る費用を除く。)

ケ その他創業に必要な経費として市長が認めるもの

※創業に必要な経費として明確に区分できるもので、証拠書類によって発注、納品、支払等の金額、時期、内容等が確認できる経費に限る。

※住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専用部分に係るものであって、間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区分されている場合に限る。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

坂東市長 様

住 所

氏名又は名称及び
代表者職氏名

①

電 話 ()

創業支援事業補助金交付申請書兼同意書

年度において坂東市創業支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

また、申込資格の確認のため、貴職が関係機関及び関係各課に調査・照会を行うことに同意します。

| | |
|--------------------|---------------------|
| 事業所等の名称 | |
| 創業（予定）日 | 年 月 日 |
| 補助対象期間 （事業計画期間） | 年 月 日から 年 月 日 まで |
| 補助対象経費 | 円 |
| 交付申請額 | 円 |

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略できます。

2 事業計画の内容

(1) 事業概要

| | | | | |
|-------------------------|---|-------------|-----------|---------|
| 創業（予定）日 | 年 月 日 | | | |
| 事業計画期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
| 事業所等所在地 事業所等の名称 | 〒 ー | | | |
| 提案事業形態 | <input type="checkbox"/> 個人事業（商号： ） <input type="checkbox"/> 補助事業期間中の法人化も検討している。 <input type="checkbox"/> 会社設立（名称： ） <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 合名会社 <input type="checkbox"/> 合資会社 <input type="checkbox"/> 合同会社 <input type="checkbox"/> 個人事業からの法人化 <input type="checkbox"/> その他の設立（名称： ） | | | |
| 業種（日本標準産業分類・ 細分類を記載） | 細分類名： | | | |
| | コード（4桁）： | | | |
| 事業の具体的内容 | | | | |
| (予定する) 出資者 | 出資者名 | 出資額 (千円) | 比率 (%) | 所属及び職名 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 社内体制 | 役職名・担当職名 | 氏名（年齢） | | 主な略歴・職歴 |
| | | （ 歳） | | |
| | | （ 歳） | | |
| | | （ 歳） | | |
| 事業に要する許 認可・免許等 | 許認可・免許等名称： | | | |
| | 取得(見込)日： | | | |
| 特許、資格等の有無 (予定を含む。) | 資格の名称： | | 取得年月日： | |
| | 資格の名称： | | 取得年月日： | |
| | 特許等の名称： | | 取得年月日： | |

(2) 金融機関からの外部資金の調達見込み

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 既に調達済み。 <input type="checkbox"/> 創業日までに調達見込みがある。 <input type="checkbox"/> 将来的に調達見込みがある。 |
|--|

(3) 他の制度の補助金

単位：円

| 制度名 | 実施機関 | 費目 | 交付申請額 |
|-----|------|----|-------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合 計 | | | |

(4) 補助対象経費明細表（市内事業者に対し支出した経費に限る。）

単位：円

| 経費項目 | 補助対象経費 (税込) | 積算内訳・説明 |
|--|----------------|---------|
| 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費 | | |
| 法人設立時の登記に要する費用（印紙・登録免許税を除く。） | | |
| 事業所等新築工事費（増改築を含む。ただし、住居部分を除く。） | | |
| 事業所等の賃貸料（駐車場代を含む。ただし、申請者本人が所有する場合及び居住部分に係る費用及び敷金、礼金、保証金、仲介手数料、保険料を除く。） | | |
| 備品購入費 | | |
| 試供品又はサンプル品の製作に係る委託費用及び原材料費 | | |
| マーケティング調査費 | | |
| 広告宣伝費（パンフレット等の印刷費、ダイレクトメール等の郵送料、展示会等の出店費用等。ただし、単なる切手の購入に係る費用を除く。） | | |
| その他創業等に必要な経費として市長が認めるもの | | |
| 合 計 | | |

※対象経費については、その根拠となる契約書、見積書等の写しを添付すること。

※補助対象経費の欄には、他の制度の補助金を受ける場合は、上段に市補助金のみの対象経費を記入し、下段に（ ）書きで他の制度の補助金対象経費を記入すること。

第 号
年 月 日

様

坂東市長



創業支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった坂東市創業支援事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、坂東市創業支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

1 補助事業等

この補助金等の交付の対象は、坂東市創業支援事業でその内容は、年 月日付け申請書記載のとおりとします。

2 補助金等交付決定額

円

3 条件

- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更をする場合は、市長の承認を受けてください。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けてください。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、市長に報告し、指示を受けてください。
- (4) この補助金等を目的外に使用したり、法令等に違反したりしたときは、その全部又は一部を返還させることがあります。
- (5) その他

4 指示事項

- (1) この補助事業等を完了したときは、遅滞なく実績報告書(様式第7号)を提出してください。
- (2) この補助事業等に係る予算及び決算等の書類は、事業完了後5年間保存しておいてください。

様式第4号(第6条関係)

第 年 月 日
号

様

坂東市長



創業支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった坂東市創業支援事業補助金については、
次の理由により不交付と決定したので、坂東市創業支援事業補助金交付要綱第6条の規
定により通知します。

- 1 交付申請額 円
- 2 不交付の理由

第 号
年 月 日

様

坂東市長



創業支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった坂東市創業支援事業補助金については、次のとおり決定したので、坂東市創業支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 補助事業等

この補助金等の交付の対象は、坂東市創業支援事業でその内容は、
年 月 日付け変更申請書記載のとおりとします。

2 補助金等交付決定額（変更後）

円

3 条件

- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更をする場合は、市長の承認を受けてください。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けてください。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、市長に報告し、指示を受けてください。
- (4) この補助金等を目的外に使用したり、法令等に違反したりしたときは、その全部又は一部を返還させることがあります。
- (5) その他

4 指示事項

- (1) この補助事業等を完了したときは、遅滞なく実績報告書(様式第7号)を提出してください。
- (2) この補助事業等に係る予算及び決算等の書類は、事業完了後5年間保存しておいてください。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

坂東市長 様

住 所

氏名又は名称及び

代表者職氏名

印

電 話 ()

創業支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた坂東市創業支援事業補助金について、次のとおり変更したいので、坂東市創業支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

| | |
|-------------|-------|
| 補助金交付決定額 | 円 |
| 計画変更の理由及び内容 | |
| 変更年月日 | 年 月 日 |
| 備考 | |

注 氏名を自署する場合は、押印を省略できます。

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

坂東市長 様

住 所

氏名又は名称及び

代表者職氏名

印

電 話 ()

創業支援事業実績報告書

年 月 日付け第 号創業支援事業補助金交付決定通知書に係る補助事業等について、次のとおり実施したので、坂東市創業支援事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

| | |
|--------------|-------------|
| 補助金交付決定額 | 円 |
| 精算額 | 円 |
| 補助事業による成果・効果 | 別紙事業明細書のとおり |
| 補助対象経費の内訳 | |
| 補助事業完了年月日 | |
| 備考 | |

様式第8号（第9条関係）

第 年 月 日
号

様

坂東市長



創業支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け第 号による実績報告書により審査した結果、次のとおり
確定したので通知します。

1 補助金確定額

| | |
|------------------------------|---------------------|
| 補助対象経費 _____ 円 × 補助率1/2 = | (上限10万円) _____ 円 |
|------------------------------|---------------------|

年 月 日

坂東市長 様

住 所
氏名又は名称及び
代表者職氏名 (印)
電 話 ()

創業支援事業補助金請求書

坂東市創業支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり請求します。

なお、この振込みがなされたときは、その金額に係る債権は、消滅したものといたします。

1 請求金額

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

 円 (千円未満切捨て)

2 振込口座（申請者本人の口座に限ります。）

| | | | |
|---------|-------------------|--|----|
| 金 融 機 関 | 銀行 ・ 信用金庫 ・ 信用組合 | | 支店 |
| 預 金 種 類 | 普通 ・ 当座 ・ その他 () | | |
| 口 座 番 号 | | | |
| 預 金 名 義 | フリガナ | | |
| | 氏 名 | | |

備考

- 1 本書に押す印は、坂東市創業支援事業補助金交付申請書兼同意書（様式第1号）に押すものと同じ印を押してください。法人等にあっては、法人印及び代表印
- 2 上記記載事項に変更があったときは、直ちに申し出てください。
- 3 本請求書は、下記の発行責任者等の欄を記入することにより、請求印を省略することができます。

なお、請求印を省略した場合、電話連絡等により内容の確認をさせていただきます。

| | |
|-----------|----------------|
| 発行責任者職氏名： | (電話番号：) |
| 担当者職氏名： | (電話番号：) |
| ※担当課処理欄 | 提出方法：持参・郵送・メール |
| | 確認者： |

第 年 月 日
年 月 日

様

坂東市長



創業支援事業補助金決定取消通知書

年 月 日付け第 号坂東市創業支援事業補助金決定通知については、
次の理由により補助の決定を取り消します。

- 1 住 所
- 2 氏名又は名称及び
代表者職氏名
- 3 取 消 理 由